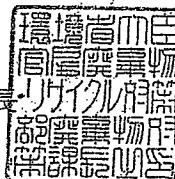


各都道府県  
廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房  
廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課長



### 平成18年度循環型社会形成推進地域計画の提出について

廃棄物処理施設整備の推進については、日頃からご尽力いただき感謝いたします。さて、平成18年度の循環型社会形成推進交付金の執行にあたり、当課では平成18年度当初の内示に向けての準備として、貴管下市町村等において18年度に策定を予定している循環型社会形成推進地域計画の内容(施設、所要額等)を事前に把握しておく必要があります。つきましては、平成18年2月中旬までに循環型社会形成推進協議会を開催の上、地域計画を環境省地方環境事務所あて提出をお願いいたします。

また、協議会の開催に当たっては、環境省地方環境事務所と連絡を取り調整をお願いします。(貴管下市町村等の各協議会につきましては、日時・場所等を合わせて開催いただけるよう、ご配慮をお願いいたします。)

なお、平成18年度から循環型社会形成推進交付金制度の内容に一部変更があります。詳細については別途ご連絡いたしますが、当面は下記をご参考にされた上で、現行の交付要綱等に従い、地域計画の作成をお願いいたします。

※ 平成17年度においては、交付金制度の創設年度であったことから、従前の廃棄物処理施設整備費補助金のように、前年度末に取りまとめ、年度当初に一括して内示することができなかつたところですが、平成18年度以降については、交付金制度がある程度定着したことから、補助金と同様に、前年度内に協議会を開催し、年度当初に内示を行うなど、予算の早期執行を図ることとします。

#### 記

##### 1. 次のとおり、14施設を統廃合する。

《統廃合前》 ①容器包装リサイクル推進施設 ②リサイクルセンター ③ストックヤード  
④灰溶融施設 ⑤ごみメタン化施設 ⑥ごみ固形燃料化施設 ⑦熱回収施設  
⑧高効率原燃料回収施設 ⑨ごみ高速堆肥化施設 ⑩ごみ飼料化施設 ⑪汚泥再生処理センター  
⑫廃棄物原材料化施設 ⑬廃棄物運搬中継・中間処理施設 ⑭し尿・浄化槽汚泥高度処理施設

《統廃合後》 ①～④を1. マテリアルリサイクル推進施設に、⑤～⑧を2. エネルギー回収推進施設に、⑨～⑪を3. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に統合する。  
また、⑫～⑭は廃止、整理する。

## 2. 交付対象範囲の拡充

- (1) エネルギー回収推進施設において、エネルギー回収の高度化及びアスベスト飛散防止徹底等の安全性向上のための機能・設備強化
  - (2) 有機性廃棄物リサイクル推進施設において、有機性資源回収の高度化のための機能・設備強化
  - (3) マテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収推進施設において、「アスベストの飛散防止対策ガイドライン（仮称）」等に適合させるための安全対策設備追加事業
- ※ 「アスベストの飛散防止対策ガイドライン（仮称）」は、平成18年3月末までに、環境省においてとりまとめることとする。
- (4) 「不適正最終処分場再生事業」を「最終処分場再生事業」と改め、次の条件を満たす場合に、適正な最終処分場における事業についても交付対象とする。
    - ・新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていること。
    - ・5カ年分以上の埋立容量を増加させるための事業であること。

## 3. その他

エネルギー回収推進施設において、ごみ固形燃料（RDF）化を行う施設を整備する際は、熱回収率又は、発電効率が高い施設へRDFを持ち込む場合に限る。

※ 熱回収率及び発電効率の各数値については未定。